

新潟県建設産業コラボレーション支援事業補助金申請に関するQ & A

令和8年4月1日時点

	項目	質問	回答
1	企業グループ	申請者（企業グループの代表者）となった企業が、別なグループの構成員（代表以外）となることは可能ですか。	申請企業が別の企業グループの構成員となることは可能です。
2	企業グループ	企業グループ内に中小企業の建設業許可業者が2者以上含まれれば、他の構成員は建設業許可を有しない業者や建設関連業者、農業者等でも認められますか。	建設業許可を有しない者や建設業以外の産業に属する者も認められます。ただし、要綱に定める建設業に関する3つの課題解決を目的とした生産性向上に資する取組を行う必要があります。
3	企業グループ	申請者（企業グループの代表者）を中小企業者とし、構成員に大企業を含めることはできますか。	構成員に大企業を含めることはできません。構成員となる建設業者は中小企業者であることが求められます。
4	企業グループ	建設業団体の支部として行う事業は補助対象となりますか。	業界団体の事業は補助対象となりません。「建設産業マンパワーアップ総合支援事業」活用をご検討ください。
5	企業グループ	関連企業（子会社ではない）2社でグループを構成した場合は申請できますか。	「親会社と当該親会社が議決権50%超を保有する子会社」以外であれば、関連企業であっても2社とカウントします。
6	企業グループ	既に除雪の共同企業体を組成している場合、共同企業体の生産性向上を目的とした事業は補助対象となりますか。	共同企業体は、複数の企業が共通の目的をもって形成する事業組織体であり、複数企業によるグループとみなせることから補助対象となり得ます。
7	企業グループ	経常共同企業体及び特定共同企業体は、補助対象となる企業グループとなりますか。	共同企業体は入札・契約上は1者とみなされますが、本事業では複数企業が連携して生産性向上を実現することを目的としているため、補助対象となる企業グループとしてみなされます。
8	企業グループ	企業グループ内の全ての企業が支出を伴う必要はありますか。（支出を伴わない場合でも、複数社と見なせますか。）	企業グループ内の全ての企業が取組に要する経費を負担する必要はありませんが、各社の取組における役割が明確化されている必要があります。当然ながら名義貸しは認められません。

新潟県建設産業コラボレーション支援事業補助金申請に関するQ & A

令和8年4月1日時点

	項目	質問	回答
9	企業グループ	元請企業が不特定多数の協力企業を対象とできる書類管理アプリを導入する場合、グループの構成員となる者を特定しなくても複数企業の連携と見なせますか。	企業グループの構成員は申請時に特定されている必要があります。不特定多数の企業情報を登録できるアプリを導入する場合でも、各構成員が合意の上、取組に参画する必要があります。（アプリの仕様や取組スケジュールの検討、導入時の各種調整等への参画等）
10	補助対象事業	既に検討段階にある複数社の取組について、申請することはできますか。	複数年計画の途中段階にある場合等、新たな取組と認められない場合は申請することはできません。構想段階にある場合はこの限りではありません。
11	補助対象事業	人材確保を目的として、就業者が居住する建物を整備する事業は補助対象となりますか。	本事業の補助対象事業は、複数社が連携することによって、「無駄の削減や効率化による時間短縮」「資源の有効活用によるコスト削減」などの効果が期待できる取組をいいます。複数社が共同で取り組む場合であっても、1社で実施する場合から効率性の向上（時間効率・コスト効率）が見込めない場合は補助対象とならないため、整理が必要です。
12	補助対象事業	人材育成施設の整備等、企業グループの構成員だけではなく、不特定多数の生産性向上につながる取組は補助対象となりますか。	企業グループの構成員の生産性向上が見込めることが前提となりますが、構成員以外にも波及効果が認められる場合であっても補助対象となり得ます。
13	補助対象事業	本事業を活用して合併・協業化（事業協同組合の組成等）の検討や手続を行うことはできますか。	①就業者の人材確保・育成、②元請企業・下請企業間の生産性向上、③除雪の協力体制整備のいずれかのテーマに関連した生産性向上に資する取組として、申請することは可能です。
14	補助対象経費	資材の共同購入を目的とした事業協同組合を組成した場合、資材費を補助対象とすることはできますか。	営業活動に必要な資材購入費は本補助金の対象とはなりません。事業協同組合の組成に必要な経費は補助対象となり得ます。
15	補助対象経費	交付決定前に発注、購入、契約等を行ったものは補助対象となりますか。	補助対象となりません。交付決定後の発注、購入、契約のものが対象となります。

新潟県建設産業コラボレーション支援事業補助金申請に関するQ & A

令和8年4月1日時点

	項目	質問	回答
16	補助対象経費	生産性向上を図るためのアプリの共同開発は補助対象となりますか。	①就業者の人材確保・育成、②元請企業・下請企業間の生産性向上、③除雪の協力体制整備のいずれかのテーマに関連した生産性向上に資するアプリの共同開発は補助対象となります。
17	補助対象経費	新技術・新工法の共同開発は補助対象となりますか。	本補助事業の対象外とします。「新潟県建設企業経営革新支援事業補助金」の活用をご検討ください。
18	補助対象経費 (専門家相談費等)	法律相談やコンサルティングに要する経費は補助対象となりますか。	専門家相談費又は外注費として計上することが可能です。
19	補助対象経費 (施設設備費)	施設設備費とは具体的にどのような経費を指しますか。	補助事業のために使用される施設や事業の実施に不可欠と認められる①建物の建設・改修に要する経費、②補助事業実施のために必要となる建物の撤去に要する経費、③建物に付随する構築物の建設に要する経費を言います。単なる建物の購入費は補助対象となりません。
20	補助対象経費 (施設設備費)	申請者又は企業グループの構成員が事業に必要な建物等を建設する場合、建設費は対象となるか。	申請者又は企業グループの構成員が事業に必要な建物や構築物の建設、撤去等を行う場合の経費は補助対象となりません。各社の製品等（機械装置、製造品）を導入する場合も補助対象外となります。
21	補助対象経費 (施設設備費)	事業目的を達成するための建物の購入費は補助対象となりますか。	建物の購入費は補助対象となりません。 ※施設設備費の説明は「No. 19 施設設備費とは具体的にどのような経費を指しますか。」をご参照ください。
22	補助対象経費 (機械器具費)	中古の建設機械の購入は対象となりますか。	中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費は補助対象となりません。

新潟県建設産業コラボレーション支援事業補助金申請に関するQ & A

令和8年4月1日時点

項目	質問	回答
23	補助対象経費 (機械器具費等) 購入した建機及び機器、ソフトウェア等の保守に必要な経費は対象となるか。	補助対象となります。ただし、補助対象期間は交付決定のあった年度分のみとなることから、複数年分を一括で支払った場合は、対象経費を按分し、当年度分のみを補助対象経費として計上することができます。 ※算出方法は「No. 25 複数年分のソフトウェア使用料等を一括で支払った場合の補助対象の範囲を教えてください。」をご参照ください。
24	補助対象経費 (機械器具費等) パソコンやスマートフォン、タブレット端末は対象となりますか。	汎用性があり目的外使用となり得る備品、消耗品（事務処理用のパソコン、プリンタ、スマートフォン、タブレット端末など。）の購入費は対象外となりますが、例外的に、補助事業の実施にのみに使用される場合は対象となり得ます。申請の際は、具体的な用途が分かるよう実施計画書に明記してください。
25	補助対象経費 (システム導入費) 複数年分のソフトウェア使用料等を一括で支払った場合の補助対象の範囲を教えてください。	補助対象は交付決定のあった年度分のみとなることから、複数年分を一括で支払った場合は、総額を按分し、当年度分のみを補助対象経費として計上することができます。 【例】機器を7月に購入し、当年度の7月から5年間分の使用料450,000円を一括して支払った場合 →7月～3月の9か月分が補助対象経費 450,000円÷(12か月×5年)×9か月分=67,500円
26	補助対象経費 (広報費) 人材確保を目的とした企業グループ構成企業のPRは補助対象となりますか。	本事業の補助対象事業は、複数社が連携することによって、「無駄の削減や効率化による時間短縮」「資源の有効活用によるコスト削減」などの効果が期待できる取組をいいます。複数社が共同で取り組む場合であっても、1社で実施する場合から効率性の向上（時間効率・コスト効率）が見込めない場合は補助対象とならないため、整理が必要です。

新潟県建設産業コラボレーション支援事業補助金申請に関するQ & A

令和8年4月1日時点

	項目	質問	回答
27	補助対象経費 (その他の経費)	建機等の資格取得費は補助対象になりますか。	資格取得を前提とした研修・講習を委託する場合は外注費として計上できますが、既存講習の受講料や資格取得費用は補助対象となりません。
28	補助対象経費 (その他の経費)	機器やソフトの共同化を行う場合、機器等の破損に備えた補償料は補助対象となりますか。	補償料は補助対象となりません。
29	補助対象経費 (その他の経費)	グループ構成員の人件費・旅費は対象になりますか。	構成員の人件費・旅費は補助対象となりません。
30	補助対象経費 (その他の経費)	契約書等の郵送費や収入印紙代は対象となりますか。	契約書の郵送費や収入印紙代は補助対象となりません。
31	補助金の申請	補助金の前払（概算払）は可能ですか。	概算払いはできません。精算払いのみとなります。
32	補助金の申請	プレゼンテーションが必要となるのはどのような場合ですか。	事業内容が複雑な場合や書面審査を通過した申請事業が多数で予算の範囲を上回っている場合等については、審査委員会において採択審査を実施しますが、その際に申請者から事業プレゼンテーションを行っていただく場合があります。